

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年5月29日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：パラグアイ 担当：人間開発部  
案件名：地域と歩む学校づくり支援プロジェクト

1 契約予定期間：2013年7月下旬～2016年9月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における基礎教育に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年6月12日から2013年6月14日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年6月12日から2013年6月17日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年6月28日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 7月中旬
- (5) 契約交渉 : 7月中旬～7月下旬

5 業務の目的

パラグアイ国政府は1994年の「パラグアイ2020」により教育改革に着手し、さらに、2009年の「国家教育計画2024」（教育文化省（MEC））により一層の教育改革の充実に取り組んでいる。改革の成果の一つとして就学前教育（1年）及び基礎教育（9年）の無償・義務化が進められた一方で、教育の質や効率性の向上に資する学校運営管理の改善への取り組みは必ずしも十分ではなかった。

我が国は、パラグアイ国政府の要請を受け、学校運営管理改善を目指した校長研修のモデルの確立を目的に、2県（コルディリェラ県及びセントラル県）の基礎教育中央校（約100校）を対象とした技術協力プロジェクト「学校運営管理改善プロジェクト」（2006年～2009年）を実施した。その結果、校長研修のモデル開発、同研修の実施・モニタリング体制の構築、学校教育計画（PEI）、年間活動計画（POA）の作成に係る手順策定、校長研修パッケージの開発とその教育文化省承認、といった成果を達成した。2011年の「学校運営現況調査」（JICAパラグアイ事務所実施）によれば、2県において91%の基礎教育中央校がPEIを所有し学校運営に活用しており、対象校の就学日数が両県平均で86.9%から95.4%へ増加したことも確認された。

しかし全国的に見ると、都市・農村間の教育の質には依然として大きな格差があり、その是正に向けた農村部の教育の質向上は、上述の「国家教育計画2024」において「戦略2 すべての教育段階/学校類型で質の高い教育を提供する」として言及されている。また近年、パラグアイ国政府は地域の特徴に応じた開発「テリトリアル・アプローチ」を推進しており、その一環として教育部門においても、初等教育段階から地域の特徴・要請に応じた教育活動の実践が求められている。

以上を踏まえ、パラグアイ国政府は我が国政府に対し、農村地域である東部4県における学校運営管理の改善を目的とする本案件の実施を要請した。

これを受けてJICAは、2013年3月に詳細計画策定調査団を派遣し、要請背景の確認や案件概要に係る先方政府との協議を行った。同調査の結果、すべての基礎教育学校は、教育文化省の通達に従い年度当初にPEI/POAを作成/改訂し、それに従って学校運営にあたるのが義務付けられていること、上述の通り先行案件の対象地域ではPEI/POAが広く活用されているほか、同対象地域以外でも先行案件の終了後に教員養成校（IFD）及び地域教育センター（CRE）が校長研修を積極的に実施していること（全国40校のIFD/CREのうち27校で校長研修を実施）等が確認された。一方で、現地調査を行ったカアサバ県教育技術調整事務所では、2012年にPEI/POAを提出した中央校は全体の約60%に留まるなど、IFD/CREが研修を実施していない地域もしくは同研修を受講していない学校ではPEI/POAの実践が限定的である現状が確認された。さらに、教育文化省内の関係部署間の連携が不十分で、学校によるPEI/POA実践へのモニタリング機能が不全である点も確認された。

他方、教育文化省が定める教育課程では、基礎教育学校は「地域の特徴に応じた教育活動の最適化」のために「学校カリキュラム計画（PCI）」を作成し、これをPEIに含めることとされており、近年「テリトリアル・アプローチ」の推進を背景に、同省はその実践の周知徹底に本格的に取り組み始めている。しかしながら、PCIは1990年代より存在するにもかかわらず、既往の作成要領が概念的で具体的な事例に乏しいため、未だほとんどの学校において策定されていないのが現状である。パラグアイ国政府要請の背景としては、PCIを含むPEIに基づく学校経営を通じて、地域の特徴に応じた教育の学校レベルでの実践を推進していくとの教育文化省の意向があることが確認された。

以上の調査結果から、本プロジェクトは、先行案件の成果を土台に、対象県においてPCIを含むPEIを活用して地域の特徴を活かした学校経営の推進を支援することを目的として実施する。

## 6 業務の範囲及び内容

### (1) 対象地域

パラグアイ国東部4県（イタプア県、アルト・パラナ県、カアサパ県、カアグアス県）

### (2) 業務内容

以下の業務内容について、教育文化省と協議しつつ、同省が実施するこれらの具体的な活動に対する支援及び技術的な指導・助言を行う。

ア PCIを含むPEIの作成マニュアルが策定され、PEIの作成マニュアルが改訂される

(ア) 現行PEI/POAマニュアルの改訂点の分析

(イ) PCI作成マニュアルの作成

(ウ) PCIを含むPEI作成マニュアルの開発

イ 対象県において、PCIを含むPEI作成マニュアルに沿った校長研修能力が向上する

(ア) 校長研修実施に向けた関係者間での認識の共有と県校長研修ユニットの立ち上げ

(イ) 校長研修・モニタリング計画の策定

(ウ) 校長研修の実施支援と評価

ウ IFD/CRE教官及びスーパーバイザーの業務に対する県・教育省のモニタリング能力が向上する

(ア) PCIを含むPEI策定に係る学校へのモニタリング方法の構想

(イ) IFD/CRE講師及びスーパーバイザーを対象とした研修の実施支援

(ウ) IFD/CRE講師及びスーパーバイザーによるモニタリング状況の実態把握支援

(エ) モニタリングに関する評価会及び好事例の共有

エ PCIを含むPEIを通じた学校運営管理に係る役割分担が公式文書化される

(ア) PCIを含むPEIの普及に係る関係部署間の役割分担の整理

(イ) PCIを含むPEIの普及に係る関係部署間の役割分担の文書化

## 7 成果品等

(1) インセプションレポート（2013年8月中旬）

(2) プロジェクト業務進捗報告書（2014年3月上旬、2015年7月中旬、2016年3月上旬）

(3) 業務完了報告書（1年次）（2015年2月下旬）

(4) プロジェクト業務完了報告書（2016年8月下旬）

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

(1) 総括/学校運営管理（評価対象者）

(2) 地域教育コンテンツ開発（評価対象者）

## 9 特記事項

・共同企業体の結成を認める予定

・2013年3月に詳細計画策定調査実施済み。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。